神奈川県庁内管理規則第11条ただし書に規定する行為の指定

昭和35年４月７日  
告示第194号

神奈川県庁内管理規則（昭和35年神奈川県規則第29号）第11条ただし書の規定により管理責任者の許可を受ける必要がない行為を次のとおり指定する。

１　県の機関によるほう賞又は表彰を受けるため、集団で庁内に入ること。

２　納品のため物件を搬入すること。

３　銃砲刀剣類等所持取締法（昭和33年法律第６号）に基づき、銃砲刀剣類等の登録又は所持許可を受けるため、銃砲刀剣類等を搬入すること。

４　法令により職務上所持することを許された者が銃砲刀剣類等を所持して庁内に入ること。

５　その他管理責任者が特に認める行為